

オンライン教育と 著作権法第 35 条運用指針



芳賀高洋 | 岐阜聖徳学園大学

注目が集まる「オンライン教育×著作権」と授業目的公衆送信補償金制度

2020 年 COVID-19 流行によって急遽高等教育を中心に実践されたオンライン教育は「教育における著作権問題」がクローズアップされるきっかけを作った。法律で言えば、「学校その他の教育機関における複製等」に関する特例を規定した著作権法第 35 条ということになる。この著作権法第 35 条は、2018 年 5 月に、教育の情報化と質的向上を目的として改正・公布されている（表-1）。以降、著作権者らの代表者と学校関係者の代表者らによる会合「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（以下、関係者フォーラム）が定期的開催され、第 35 条の運用指針¹⁾を策定・公表している。

新しい第 35 条にはオンライン教育等で著作物をより利用しやすくするための仕組みである「授業目的公衆送信補償金制度」等が盛り込まれた。授業目的公衆送信補償金制度とは、教育機関の授業において公表された著作物を、著作権者の了解を得ずにインターネット等を通じて公衆送信することができるが、教育機関の設置者は包括的な著作権使用料である「補償金」を権利者に支払わなければならないとする制度である。

補償金徴収等の業務は文化庁長官の認可を受け

た（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、SARTRAS）が一手に担う。2020 年 12 月 18 日、SARTRAS が申請した補償金の額が文化庁長官の認可を受け（表-1）、幼稚園・保育所は年間幼児一人あたり 60 円、小学校 120 円、中学校 180 円、高校 420 円、高専・短大・大学等の高等教育機関は 720 円となった。この補償金制度は、たとえば、支

表-1 著作権法第 35 条改正以降の動向

日付	教育と著作権を巡る動向
2018 年 5 月 25 日	第 196 回国会著作権法第 35 条改正・公布
11 月 27 日	著作権者の代表者らと学校関係者の代表者ら総勢 50 名ほどが教育における著作物利用について話し合い共通理解を図る「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」発足 ・2018 年度は計 16 回の会合 ・2019 年度は計 9 回の会合 ・2020 年度は計 4 回の会合
2019 年 1 月 22 日	（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）設立
2 月 15 日	SARTRAS を指定管理団体として文化庁長官が指定認可
2020 年 4 月 16 日	2020（令和 2）年度限定第 35 条運用指針の公表（関係者フォーラム）
4 月 28 日	改正著作権法第 35 条「施行」（2020 年度限定で補償金は無償）
7 月 8 日	第 35 条運用指針策定のための高等教育 WG、初等中等教育 WG 発足（2020 年 12 月 21 日までに計 7 回会議）
10 月 1 日	SARTRAS が補償金額を文化庁長官に申請
10 月 7 日	文化庁・SARTRAS 第 1 回授業目的公衆送信補償金制度等に関するオンライン説明会
12 月 18 日	文化庁長官 補償金額の認可
12 月 24 日	2021（令和 3）年度第 35 条運用指針公表
2021 年 1 月 29 日	文化庁・SARTRAS 第 2 回授業目的公衆送信補償金制度等に関するオンライン説明会

払う金額は従量制ではないため、公衆送信を年に1回しかしなかったとしても、あるいは、年に200回したとしても補償金が減額されたり、増額されたりしない、小学校の1, 2年生では一切公衆送信は行わない場合、3年生から6年生までの人数分の補償金を支払えばよい、とある学校で一切公衆送信を行わないならば補償金は支払わなくともよい、という制度である。

オンライン教育の態様と著作権

高等教育の法的根拠となる大学設置基準や学校教育法、初中等教育の学習指導要領等には、「オンライン教育」の定義は見つからない（そもそも「授業」の定義がない）。

そこで、文部科学省が高等教育機関に通知した「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」²⁾と文化庁の著作権法第35条における著作物の公衆送信を伴う授業に関する資料³⁾からオンライン教育を整理する（表-2）。

オンライン教育は、A オンデマンド型（異時）とB リアルタイム型（同時）に大別される。いずれのオンライン教育も学習者が学外の遠隔地で学ぶ場合（表-2のA1, B1）と学内教室対面（表-2のA2, B2）で学ぶ場合がある。そのため、オンライン教育は4態様に整理できる。

オンデマンド型のオンライン教育

オンデマンド型は、時と場所を選ばず学習者の要求に応じて学習資源をLMS (Learning Management System) 等のeラーニングシステムやクラウド・サーバ等オンライン・システムからダウンロードして学ぶ遠隔授業（学習）である。

表-2のようにオンデマンド型には、A1 遠隔授業（在宅学習）とA2 教室対面授業（広義のオンライン教育）がある。

A1の遠隔授業（在宅学習）は、2020年度は特例

的に全国の高等教育機関で行われた。初等中等教育でも、長期臨時休業中に授業ビデオをオンラインで視聴して学習する実践が一部の学校で行われたが、小中学校については、A1のような遠隔授業は、災害等非常時以外⁴⁾は、法的に正規の教育課程として認められていない。

このような遠隔授業の態様は、著作権法第35条的には「異時の授業目的公衆送信」と呼ばれる。この態様で他者の公表された著作物を必要と認められる限度内（第3節で詳述）で扱う場合には、原則として、著作権者の許諾は不要であるが、有償（補償金を支払う）である。

異時の授業目的公衆送信では、他者の著作物が含まれる学習資源（教材等）は、ユーザ（学習者）の求めに応じてインターネット等を通じてサーバから「自動的に送信」される（自動公衆送信）。また、電子メールやファクシミリも公衆送信とされる一方で、学校の校舎内からしかアクセスできないLAN内サーバへの著作物受送信は、公衆送信に該当しない。

オンデマンド型は、次に解説するリアルタイム型と比較すると、著作権者が著作物の取り扱いに対して厳格（シビア）な態度を示す傾向がある。年度をまたいだ著作物のアーカイブ化、ライブラリ化については許諾を得てほしいとの著作権者らの主張（要望）が強い。一方、利用者（学校関係者）からは年度をまたぐ教材利用の要望があり、権利者と利用者

表-2 オンライン教育の4態様と著作権取扱い

A オンデマンド型（異時）の授業目的公衆送信	
A1 遠隔授業 ・自宅等での予習復習と自宅等での好きな時間でのオンライン学習	A2 教室対面授業 ・教室対面授業中のLMSやクラウド・サーバ等の利用、電子メール等での著作物の送受信
無許諾有償（補償金）	無許諾有償（補償金）
B リアルタイム型（同時）の授業目的公衆送信	
B1 スタジオ型遠隔授業 ・指導者の面前に学習者がいない状態で、リアルタイム映像通信等で学習 ・学習者同士のグループ映像通信による学習	B2 サテライト型遠隔合同授業 ・指導者の面前に学習者がいる教室授業を遠隔の教室や自宅等に同時中継 ・学校間中継交流授業
無許諾有償（補償金）	無許諾無償

との論点（対立点）の1つとなっている。

リアルタイム型のオンライン教育

一方、リアルタイム型は、指導者と学習者がリアルタイム映像通信等でコミュニケーションをとるなどして学習する遠隔授業で、著作権法第35条的には「同時の授業目的公衆送信」と呼ばれる。この同時の授業目的公衆送信を行うオンライン教育にも、表-2のように2種類ある。

1つは、指導者の面前（対面）に学習者がいない状態で遠隔の学習者に授業を行うスタジオ型遠隔授業である（B1）。この態様で他者の公表された著作物を必要と認められる限度内で扱う場合、原則として、著作権者の許諾は不要であるが、有償（補償金を支払う）である。

B1のスタジオ型の遠隔授業は、2020年度は特例的に正規の講義として多くの大学で行われた。一方、初等中等教育では災害等緊急時以外は正規の教育課程として認められないが、たとえば、岐阜県白川村立白川郷学園という公立の義務教育学校では、臨時休業中の2020年3月から6月までに100時間以上のスタジオ型遠隔授業を実施している⁵⁾。また、不登校の児童生徒を受け入れる「不登校特例校」でもスタジオ型の遠隔授業等が試行されている。

もう1つのリアルタイム型の遠隔授業は、指導者の面前（対面）に学習者がいる教室等での授業を映像通信等で遠隔教室に同時中継するサテライト型遠隔合同授業である（B2）。この態様は、2003年改正の著作権法第35条第2項以来、必要と認められる限度内で著作物を扱う場合は、著作権者の許諾は不要で、補償金の支払い義務もない。

以上のようなリアルタイム型は、オンデマンド型と比較すると、著作権者が著作物の取り扱いに対して寛大な態度を示す傾向がある。たとえば、2021年度版第35条運用指針の初等中等教育の典型事例では、B1スタジオ型の遠隔授業で音楽の全部のストーリーミング配信や、絵本の全部の読み聞かせなどが

無許諾有償（補償金）で可能であることが示された。

オンライン教育における著作物利用上の注意点

以上のように、オンライン教育においては、必要と認められる限度内であれば、公表された著作物を著作権者に無許諾無償、もしくは、無許諾有償（補償金）で利用できる。

ただし、それは「何でもあり」ではない。利用に際して、いくつか条件がある。

そこで本節では、2021（令和3）年度版第35条運用指針¹⁾に基づき、オンライン教育における著作物利用上の注意点について解説する。

第35条運用指針の見方・考え方

2021（令和3）年度版第35条運用指針は、解釈（見解）がわかる第35条の条文や用語、適用範囲等の考え方について、関係者フォーラムで議論し、2020年12月時点までに共通認識が図られた法解釈や申し合わせである（全40ページ）。

議論中の項目や解釈にあたっての法的根拠の資料も補足されている。また、議論中の項目が整理されれば、年度途中でも更新（追記等）される可能性がある。

ただし、運用指針では、想定されるすべてのホワイトケース、ブラックケースを網羅できるわけではない。特に高等教育については、原則（基本的な考え方）の提示が中心となり、個別事例の掲載は少ない。

また、運用指針に法的拘束力はないし、「著作権者に無許諾／要許諾で利用できると考えられる例」として列挙した行為は、確実に（法的に）著作権侵害にならない／なるを保証しない。

したがって、「利用方針の通りに利用すれば何も考えなくとも安心」と捉えるのではなく、他者の著作物を利用するには著作権者の許諾を得ることを大原則に、授業づくり、教材づくりをする上で著作

権を意識するためのヒントとして運用指針を読み、著作物利用に関する問合せがあった際に、感情論ではなく、客観的に説明できるようにするための論拠の1つとして運用指針を捉えるべきである。

この運用指針は、関係者フォーラムの高等教育WGと初等中等教育WGの会議で、それぞれ原案作りが行われた。

初等中等教育はICT利活用が現状ではさほど進んでいないため、初等中等教育の情報化を促進するにはどのような運用指針の書きぶりが適切かという議論が中心となる。そのため、たとえば、「許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例」として「幼稚園や保育所で、普段対面で行っている絵本の読み聞かせを、臨時休園中に、同じ教員と幼児間の在宅オンライン授業として行う」といったホワイトリスト事例が多数掲載されている。

一方、情報化が先行する高等教育は、教育の質的向上や高度化の促進には何が必要かを議論する。そのため、高等教育の論点は難易度が高い。指針の書きぶりは、たとえば、論文の取り扱いでは「論文の著作物の場合、小部分の利用にとどまる場合ばかりではなく、全文を通読する必要がある授業もあり、その論文が市場に流通していないような場合には、1つの論文の全部を複製又は公衆送信しても、著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性は低いと考えられます」とのような論説形式となっており、読解が必要である。

その他、具体的には、初等中等教育と高等教育では、表-3のような相違点がある。筆者は初等中等教育WG幹事として議論に参加しているが、著作権者側の著作権法第35条に対する捉え方（適用範囲等に関する主張）は、同法第32条の「引用」の要件に似ている印象を抱いている。

「仕分け」の考え方

著作物のオンライン教育（公衆送信）での利用が、無許諾無償か、無許諾有償か、要許諾かを仕分ける

場合、必要と認められる限度（必要性の説明可能性）か否か、そして、それは権利者の利益を不当に害さないかが判断のポイントとなる。

まず、必要と認められる限度については、以下の点を念頭に置く必要がある。

- 「授業のために必要かどうか」は授業担当者が判断する
- 紛争が生じた場合、授業担当者が「説明責任」を負う
- 児童生徒学生による複製等についても、授業内で利用される限りは、「授業の担当者が責任」を負う
- 授業担当者の主観だけでその必要性を判断するのではなく、著作物をコピーや公衆送信することの「必要性を客観的に説明できる」必要がある
たとえば、授業と無関係のお笑い番組を録画し、スタジオ型の遠隔授業でストリーミング配信するような行為は、(授業に) 必要とは認められないだろう。
- つづいて、「権利者の利益を不当に害するか否か」については、以下の点を念頭に置く必要がある。
- 「客観的に必要と認められる」としても、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物等の潜在的販路を阻害したりする可能性がある場合は、「著作権者等の利益を不当に害する」ため、著作権者の許諾が必要となる
- 著作物の種類、著作物の用途、複製の部数、複製・公衆送信・伝達の態様によって、著作権者等の利

表-3 初等中等教育と高等教育の運用指針上の相違点

	初等中等教育	高等教育
授業の認識	特別活動や行事、部活動は「授業」	行事や部活動等は「授業外」
よく利用される著作物	検定済教科書（に含まれる著作物）、問題集やドリル	学術論文、書籍（専門書等）、雑誌、その他リッチコンテンツ
履修者規模	40名前後（行事等は数百名）	数名～数百名
典型事例	多数のホワイトリスト事例を掲載	なし（ブラックリスト事例を掲載予定）
著作物利用態様の特徴	著作物単体利用が多い	引用も多い
教員研修	教育センター等の研修は適用内	FD、SDは適用外

益を不当に害するか否かが変わる

著作物の種類

写真、俳句、短文、絵画やイラスト、新聞記事などは、著作物の「全部」を無許諾でコピーしたり、単体でオンライン教育のために公衆送信したりできる場合が多いが、映画、音楽、書籍などの多くの部分をコピー・公衆送信する場合、許諾を得なければならぬ可能性が高い。

初等中等教育の場合、採択された検定済教科書に掲載されている著作物の全部を無許諾でコピーや公衆送信できるが、採択外の検定済教科書は一般書籍と同様の扱いである。

高等教育で頻繁に利用される学術論文は、その論文が出版物等の形で市場に流通していない場合は、1つの論文の全部を無許諾で公衆送信できる可能性が高い。

コンピュータのソフトウェアや、全員購入し、一度使用したら再購入が前提のドリルや問題集等は、児童生徒学生の購入の有無にかかわらず、学校で指導者が学習者にコピー配付したり、公衆送信する場合、許諾が必要と考えられる（許諾は得られないことが多い）。

著作物の使用方法、用途（目的）等

表-2のB1スタジオ型遠隔授業については無許諾有償（補償金支払い）で音楽の全部や指導者が録画したテレビ放送をストリーミング配信できることが運用指針で例示されている。ただし、その授業の様子を録画したり、音楽や映像等をクラウド・サーバ等にアーカイブ化・ライブラリ化したり、大学等のWebサイト、動画投稿サイトで不特定者が視聴できるように「公開」する場合は、著作権者の許諾が必要となる可能性が高い。

したがって、たとえば、高等教育における代表的なオンデマンド型遠隔授業であるMOOC（Massive Open Online Course）やOCW（Open Course Ware）は、事実上、学習資源を不特定者（多くの場合は大規模）にオンラインで公開することになる

ため、引用の要件を満たさない著作物転載・転用等については、著作権者の許諾が必要と考えられている。

その他、部数等

コピー部数や公衆送信の受信者の数が、授業を担当する者と「当該授業の履修者数を超える」場合は、著作権者の許諾が必要である可能性が高い。ただし、たとえば、初等中等教育における授業参観や研究授業の参観者に、授業で配布する著作物と同一の著作物を配布することは著作権者に無許諾で可能と考えられる。

なお、著作権法第35条の適用外（たとえば、授業として認められない初中等学校の保護者会等での著作物利用）のものについては、補償金とは別途のSARTRASによる包括的な補完ライセンスの整備が検討されている。

参考文献

- 1) 改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）：著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（2020年12月24日）、https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf（確認日2021年2月15日）
- 2) 令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）：文部科学省（2020年3月24日）、https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf（確認日2021年2月15日）
- 3) 授業目的公衆送信補償金制度のオンライン説明会：文化庁・SARTRAS（2021年1月29日）、<https://sartras.or.jp/entrance/>（確認日2021年2月15日）
- 4) 感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）（令和3年2月19日）：文部科学省（2021年2月19日）、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_01194.html（確認日2021年2月26日）
- 5) 白川村教育委員会・白川郷学園：白川郷学園オンライン教育100日の挑戦、（株）コムラ（2020年12月18日）。

（2021年2月27日受付）

は が た か ひ ろ
芳賀高洋 ismile@gifu.shotoku.ac.jp

岐阜聖徳学園大学・教育学部・教授。「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」専門委員・初等中等WG幹事。